

「第5期介護保険事業計画」における介護保険料の設定について

◎ 趣 旨

第5期介護保険事業計画（平成24年～26年度）における第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の介護保険料の設定について協議するもの

1 介護保険料とは

(1) 介護保険料の算定方法

第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の介護保険料は、介護給付費の財源に充てるために賦課徴収するもので、介護給付費の見込み、費用負担の割合及び第1号被保険者数に基づいて以下の方法により算定する。

<介護保険料の算定方法>

$(\text{介護給付費の見込み}) \times (\text{費用負担割合}) \div (\text{第1号被保険者数}) = (\text{介護保険料基準額})$

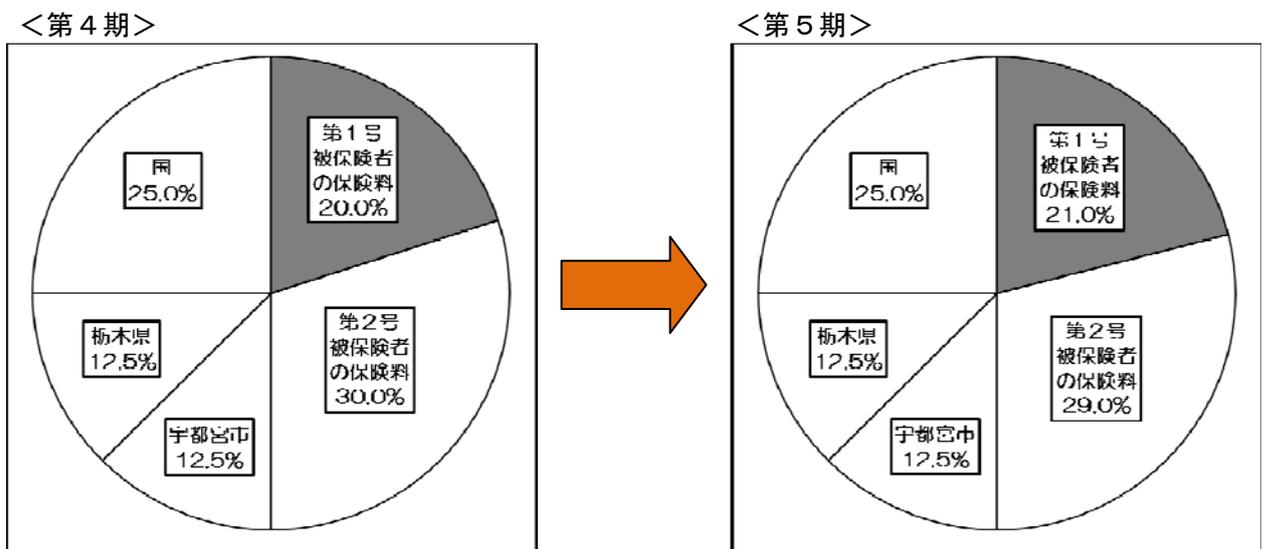
介護保険料基準額に、所得額に応じた保険料率を乗じて所得区分ごとの保険料を算出する。

※ 第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）の保険料は医療保険の一部として一括で徴収され、保険料の額は医療保険によって異なる。

(2) 介護給付費の費用負担割合

介護給付費のうち第1号被保険者（65歳以上の被保険者）と第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）が50%を負担し、残り50%を国、県、保険者である市区町村が負担する。

第5期計画において、国は、全国の被保険者の比率に基づき、全体事業費における被保険者の費用負担割合を変更したが、第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の数が増加しているため、一人当たりの負担は増加しない。



◆費用負担割合

- 第1号被保険者 第4期20%から第5期は21%へ増加
- 第2号被保険者 第4期30%から第5期は29%へ減少
- 公費負担 変更なし（国25%・県12.5%・市12.5%）

2 本市介護給付費の見込み

第5期介護保険事業計画（平成24～26年度まで）における全体事業費は、約712億円であり、次の(1)～(3)にあげる要因から、第4期計画（平成21～23年度まで）と比較し、計画期間における全体事業費が、約95億円（15%）の増加となる。

(1) 国の介護報酬の改定による介護給付費の増加

介護報酬改定率 プラス1.2%（全国値：地域区分見直しによる上乗せ分を含む。）

※ 本市における介護報酬改定率は、報酬単価分がプラス0.7%、地域区分が「その他（人件費部分の上乗せ割合0%）」から「6級地（3%の上乗せ）」へ変更となることに伴う影響が生じる。

(2) 第1号被保険者数・要介護認定者数の増加（見込み）

単位 人

区 分	第4期	第5期（案）			第4期末 第5期末 比較増減
	H23	H24	H25	H26	
第1号被保険者数	104,725	108,814	112,904	116,994	+12,269
要介護認定者数	15,258	15,898	16,538	17,719	+2,461

(3) 介護保険施設・居住系サービス施設整備の増加（見込み）

単位 床

施設区分	第4期（実績）	第5期（案）	増 減
介護老人福祉施設	1,500	1,630	+130
地域密着型介護老人福祉施設	116	203	+87
認知症対応型共同生活介護	315	351	+36
特定施設入居者生活介護	615	795	+180
合 計	2,546	2,979	+433

(4) (1)～(3)を踏まえた第5期介護保険事業計画の事業費の見込み

単位 百万円

施設区分	第4期 （実績見込み）	第5期				増 減
		H24	H25	H26	合計	
標準給付費	59,588	21,734	22,983	24,367	69,084	+9,496
地域支援事業費	2,059	671	709	752	2,132	+73
合 計	61,647	22,405	23,692	25,119	71,216	+9,569

※ 高齢者人口や要介護認定者数、介護サービス量の見込み等に基づき算定

3 第5期介護保険料の設定について

(1) 第5期介護保険料設定に係る保険料段階等

国から、今回の介護保険法改正に併せて、保険料の設定に関しての方針が示されている。(下記参考のとおり) これにより、保険者の判断により低所得者に対する保険料の軽減などについて、実施が可能となっている。(別紙1参照)

(参考) 国の方針

① 低所得者に対する保険料の軽減

- ・ 第4段階における低所得者に対する保険料率の軽減を可能とする。(第4期から継続)
- ・ 第3段階における低所得者に対する保険料率の軽減を可能とする。(新規)

② 被保険者の負担能力に応じた段階及び保険料率の設定(第4期から継続)

- ・ 第5段階以上について地域の実情に応じた多段階設定を実施することを可能とする。

③ 保険料の上昇の抑制に関する事項

- ・ 介護給付基金の活用(第4期から継続)

(2) 第5期計画における保険料(案)

ア 本市の基本的考え方

- ・ 介護給付基金の必要額を確保したうえでの活用や、県の財政安定化基金の取り崩し後の交付金の充当により、保険料の上昇を極力抑制する。
- ・ 低所得者の負担軽減を図る一方、高所得者層には一定程度の負担増を求める。

イ 本市の保険料(案)

別紙2(案)により第5期計画における保険料を設定する。

年額 48,700円(第4期に比べ4,000円増)

月額 4,064円(第4期に比べ339円増)

4 今後のスケジュール(案)

平成24年	2月29日	第5回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会(提言書(案)について)
	3月	事業計画の決定・公表 介護保険条例改正
	4月～	新保険料額の周知
	7月～	新保険料による納入通知書発送